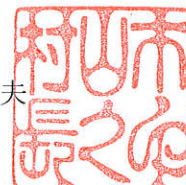


村山市公告第1号

下記により、公募型プロポーザルにより受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年1月4日

村山市長 志 布 隆 夫



1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 委託名

新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画策定業務委託

(2) 委託内容

新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画策定業務委託 委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月25日(月)まで

(4) 委託上限額

28,100,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件等

(1) 資格要件

業務に参加する者は、以下の要件を全て満たす単体又は2者以上の共同の事業者とする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は同条第2項の各号のいずれかの規定に該当すると認められる者に該当しないこと。
- ②村山市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③令和4年度村山市一般競争入札(指名競争入札)参加資格登録名簿の業種区分「測量・設計」業種「土木・建設コンサル」に登録されている者。
- ④東北地方に本社又は支社・支店・営業所・事務所を有している者。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申立てが行われた者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われた者でないもの。
- ⑥会社法(平成17年法律第86号)第475号若しくは第644号の規定に基づく清算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- ⑦村山市暴力団排除条例(平成24年3月27日制定)に定める排除措置対象者でないこと。
- ⑧前年度又は当該年度に受託した本市発注の業務委託で不合格がないこと。
- ⑨平成29年度から令和3年度(5年間)で公共施設における民間活力の導入可能性に関する調査業務(同種)又は道の駅(類似)の実績が3件以上有する者。

(2) 協力事業者

本業務に関し分担して業務を実施する場合における協力事業者はこれを認める。

なお、上記資格要件の①②及び⑤から⑦の要件を満たしている者とする。

(3) 技術者要件

下記の要件を満たす技術者(管理・主任)を配置できることとする。

- ①技術士(建設部門「都市計画及び地方計画」又は総合技術管理部門「建設—都市及び地方計画に限る。’)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者で、参加者と正規雇用関係にあるもの。
- ②技術士(総合技術監理部門「建設’)の資格を有し技術士法による登録済の者。
- ③技術士(建設部門「道路’または「都市及び地方計画’または「建設環境’)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ④博士(工学)
- ⑤一級建築士
- ⑥RCCM(「道路’または「都市計画及び地方計画’)の資格を有し登録証書の交付を受けている者。

(4) 重複表明の禁止

参加する事業者は他社の協力事業者として重複参加はできない。

3 選定方式

選定にあつては、公募型プロポーザル方式とする。但し、応募事業者が多数の場合には、新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画策定業務における公募型プロポーザル事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が一次及び二次審査を行い、受託候補事業者及び次点者を選定する。

4 申込方法・手続き等

参加表明書は令和5年1月25日(水)午後5時まで、企画提案書は令和5年2月10日(金)午後5時まで所定の様式により村山市まち整備課まで申し込むこと。申込方法・手続き等については市ホームページ『新「道の駅むらやま」(仮称)整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領』による。

5 問合せ先

村山市まち整備課

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号(市役所庁舎2階)

電話：0237-55-2111 FAX：0237-53-6868

電子メール：[machi@city.murayama.lg.jp](mailto:machi@city.murayama.lg.jp)